

令和6年度中小企業合同新入社員研修委託業務 プロポーザル募集要項

岐阜県では、県内中小企業で働く若者の定着及び人材育成を促進するため、「中小企業合同新入社員研修」を実施します。

当該事業については、高度な研修カリキュラムの企画能力、実現力が要求されるため、公募型プロポーザルにより事業者を募集します。

第1 募集の内容

1 委託業務名

令和6年度中小企業合同新入社員研修委託業務

2 事業の目的

県内中小企業で働く若者の職場定着及び人材育成を促進するため実施する。

3 業務内容等

県内の中小企業における新入社員（原則入社3年目まで）のビジネススキルやモチベーションの向上及び新入社員同士の交流・仲間づくりを支援するための研修を実施する。

別添「令和6年度中小企業合同新入社員研修委託業務仕様書」のとおり

4 委託業務期間

契約締結日から令和7年1月31日まで

5 委託費の上限

2,838,861円（消費税及び地方消費税込み）を上限とする。

第2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（令和10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）であること。

また、下記（1）から（11）までのすべての要件を満たすものとする。共同体にあつては、すべての構成員が（1）～（9）及び（11）のすべての要件を満たし、代表構成員は（10）を満たすこと。

- （1） 日本国内に本社、本店又は活動拠点を置いている法人等であること。
- （2） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （3） 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む）に、次の①又は②のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- （4） 次の①から③までのいずれかに該当する者でないこと。
 - ① 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）

以下同じ。)がなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。)

- ③ 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- (8) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (9) 県税等の公租公課について未納の徴収金(執行猶予に係るものを除く。)がないこと。
- (10) 評価会議の日において県の入札参加資格者名簿(建設工事以外)に登録されているものであること。
- (11) 労働保険、社会保険(健康保険及び厚生年金保険)に加入していること(加入義務のない者は除く。)

2 企画提案書の作成

仕様書に記載した内容を踏まえ、事業の企画を、様式第1～7号に沿って作成してください。企画提案書の様式等は、日本工業規格A4縦型(一部A3版資料折込使用可)とします。企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。

3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

項目	日程
① 募集要項等の公表・配布	令和6年6月7日(金)～令和6年6月27日(木)
② 募集要項等に関する質問受付	令和6年6月7日(金)～令和6年6月20日(木)
③ プロポーザル参加申込受付期間	令和6年6月7日(金)～令和6年6月27日(木)
④ 企画提案書受付期間	令和6年6月7日(金)～令和6年7月8日(月)
⑤ プロポーザル評価会議	令和6年7月中旬予定
⑥ 評価結果の通知・公表	令和6年7月下旬予定

(2) 募集要項等の公表・配布

- ① 配布日時 令和6年6月7日(金)～令和6年6月27日(木)
午前8時30分～午後5時15分(土曜日、日曜日、祝日を除く)
 - ② 配布場所 岐阜県商工労働部労働雇用課職業能力開発係
(〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁10階)
- ※募集要項等は、岐阜県のホームページからも入手できます。
岐阜県公式ホームページ(<https://www.pref.gifu.lg.jp/>)>県政情報>入札・公売
>公募型プロポーザル

(3) 募集要項等に関する質問書の受付及び回答の公表

①質問書受付期間

令和6年6月7日（金）～令和6年6月20日（木）午後5時15分まで

②質問書提出方法

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書（別紙7）を労働雇用課あてに郵送、ファックス又は電子メールにファイル（ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。）を添付し提出してください。

岐阜県商工労働部労働雇用課職業能力開発係
（〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号）
FAX 058-278-2676
電子メールアドレス c11367@pref.gifu.lg.jp

③回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県のホームページ上にて公開します。

岐阜県公式ホームページ (<https://www.pref.gifu.lg.jp/>) > 県政情報 > 入札・公売 > 公募型プロポーザル

(4) プロポーザル参加申込書の受付

①受付期間

令和6年6月7日（金）～令和6年6月27日（木）午後5時15分までに以下のア～キに記載の書類を提出

ア 参加申込書（別紙1）

イ 「第2 プロポーザルに係る事項 1 プロポーザル参加の要件（11）労働保険、社会保険に加入していること」が確認できる下記（ア）～（ウ）の書類

（ア）労働保険の加入状況を確認するための書類

直近の労働保険概算・確定保険料申告書の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る領収済通知書の写し等

（イ）社会保険の加入状況を確認するための書類

直近の健康保険料、厚生年金保険料の納入に係る領収証書又は納入証明書の写し等

（ウ）上記の加入義務がない場合は、その事実を確認するための書類

源泉所得税領収書の写し等

ウ 参加者概要書（別紙2）及び関係書類

・会社概要書

・履歴事項全部証明書（提出日において発行日から30日以内のもの）

・直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（団体の場合は、同様の内容がわかる資料）

エ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（別紙3）

オ 共同体構成員届出（共同体の場合）・・・・・・・・（別紙4）

カ 共同体協定書（共同体の場合）・・・・・・・・（別紙5）

キ 委任状（共同体の場合）・・・・・・・・・・・・・・・・（別紙6）

※構成員毎、別葉で提出してください。

②提出方法及び提出先

岐阜県商工労働部労働雇用課まで持参又は郵送にて提出してください。

郵送の場合も、令和6年6月27日（木）午後5時15分必着となります。また、郵送の場合は、必ず「特定記録郵便」としてください。

(5) 企画提案書等、書類の受付

①受付期間

令和6年6月7日（金）～令和6年7月8日（月）午後5時15分

②提出書類

- ア 中小企業合同新入社員研修委託業務企画提案書・・・(様式第1号)
- イ 企画提案内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式第2号)
- ウ 講師プロフィール・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式第3号)
- エ 業務責任者プロフィール・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式第4号)
- オ 中小企業合同新入社員研修委託業務 見積書・・・(様式第5号)
- カ 社会的課題への取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式第6号)
- キ 提案内容整理票・・・・・・・・・・・・・・・・・・(様式第7号)

③提出部数

8部（正本1部、副本7部）

④提出方法

岐阜県商工労働部労働雇用課まで持参又は郵送にて提出してください。
郵送の場合も、令和6年7月8日（月）午後5時15分必着となります。
また、郵送の場合は、必ず「特定記録郵便」としてください。

⑤注意事項

県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

①失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 募集要項に違反すると認められる場合
- オ 構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- キ 事業者評価終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ク 委託費の上限を超える見積額の提案を行った場合
- ケ その他評価結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

②著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。（軽微なものを除く。）

④返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑤費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加事業者の負担とします。

⑥その他

- ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。
- イ 参加事業者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、プロポーザル評価会議開催日前日（評価会議開催日前日が休日の場合は、その直前の平日）の正午までに、辞退届（様式任意）を労働雇用課に持参又は郵送（郵送の場合は必着）により申し出てください。

(7) 見積書作成に当たっての留意事項

提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

(8) プロポーザル関係書類の送付に当たっての留意事項

①上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送、ファックス又は電子メールにて提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

②メール送信の際は、件名に「令和6年度中小企業合同新入社員研修委託業務」と記したうえで、内容を簡潔に明記してください。

電子メールアドレス c11367@pref.gifu.lg.jp

第3 評価に係る事項

1 評価方法

評価は、県が別に定める構成員（以下、「構成員」という。）により組織された「令和6年度中小企業合同新入社員研修委託業務プロポーザル評価会議」において企画提案書及びプレゼンテーションにより評価を行います。

なお、事業者の選定に当たっては、評価項目及び評価基準（別表1）に基づき、内容の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。

2 プロポーザル評価会議

① 開催日 令和6年7月中旬（予定）

② 開催場所

岐阜県庁舎（岐阜市藪田南2-1-1） 会議室

※開催日・場所は予定であり、正式な日時・場所は後日、申込事業者に通知します。

③ 企画提案の所要時間（予定）

プレゼンテーション 15分間

構成員からの質疑 10分間

④ 注意事項

- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・参加人数は2名までとしてください。（共同体においても1共同体当たり2名までとします）
- ・パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。（提出された企画提案書を予め構成員へ配付します。）
- ・企画提案書の研修内容を短時間で分かりやすく説明するため、教材見本を使用しての説明は可としますが、以下にご留意ください。
 - ア 評価委員からの要望や質問があった場合を除き、教材見本は評価委員に配布や閲覧せず、提案者の説明によりご使用ください。
 - イ 教材用のパソコン、タブレット端末等は操作方法などの説明（デモンストレーション）のために使用していただくことは可能ですが、プレゼンテーション用のスライドや動画を流すためには使用できません。

- ウ 端末の起動時間、操作時間や不具合による中断時間については、プレゼンテーションの時間内とし、プレゼンテーション時間の延長はいたしません。
- ・ 指定の時間に遅れた場合には、評価対象とはしません。

3 評価項目及び評価内容

別表1のとおり

4 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の選定方法

県は、前記の評価結果を基に、次のとおり選定します。

- ① 評価会議構成員の前記の評価結果より、提案者ごとの合計点を比較して順位を付けます。
- ② 順位点として、1位には提案者数と同一の点数(例えば、提案者数が5者であれば5点。)、2位以下には順に1点ずつ減じた点数を順位点として付与します。ただし、同順位の提案者が複数あるときは、当該順位点及びその下位にあつて空位となる各順位の順位点の合計を、同順位の提案者数で除して得られる点数とします。
- ③ 提案者ごとの順位点の合計を比較し、最も合計点が高い者を最優秀提案者とします。ただし、順位点の合計が同点の場合は提案金額が少ない者を最優秀提案者とします。なお、同点かつ提案金額が同額の場合は、同者らによるくじ引きにより決定します。
- ④ 評価会議構成員の評価点の合計が、総評価点満点の60%を基準点とし、評価点の合計が基準点を満たさない場合は、選定の対象としません。

5 提案者が1者またはない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価会議は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を最優秀提案者とします。基準点を満たない場合、または提案者がいない場合は、再度公募を実施します。

6 選定結果の通知及び公表

評価結果は、速やかに提案者に文書にて通知するとともに、以下の項目を県のホームページ上で公表します。

- ① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 全提案者の評価点（得点順）（提案金額を含む。提案者の名称は秘匿。）
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 構成員の氏名
- ⑥ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

なお、応募者が2者の場合、③は公表しないこととします。

第4 仕様の確定及び契約の締結

決定した最優秀提案者と県とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させたくうえで、契約を締結します。契約書に添付する仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と県との協議により最終的に決定します。

なお、決定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において順位点が次に高い提案者かつ基準点を満たす者と協議を行います。

第5 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

事業者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他関係法令を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

事業者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、研修に直接影響のない業務（チラシの作成等）の一部委託は認めます。

第6 その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該提案者と契約を締結しないものとします。

また、最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を同期間内に受けたときは、当該提案者と契約を締結しないものとし、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第7 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁10階）
岐阜県商工労働部労働雇用課職業能力開発係
TEL 058-272-1111（内線3668）
058-272-8412（直通）
FAX 058-278-2676
電子メールアドレス c11367@pref.gifu.lg.jp